

厚労省が疑義解釈(その6)を発表

7月28日付けで厚労省保険局医療課から疑義解釈その6が出されました。

別添 2 歯科診療報酬点数表関係

【手術】

(問1) 区分番号J063に掲げる歯周外科手術の「注3」において、歯周病安定期治療を開始した日以降に歯周外科手術を実施する場合は、所定点数(「注1」の加算を含む。)の100分の30に相当する点数により算定する取扱いとなっているが、この場合における「注5」に規定する手術時歯根面レーザー応用加算の算定方法如何。

(答) この場合においては、歯周外科手術の「注3」の規定により算定する点数に、手術時歯根面レーザー応用加算の40点を加えた点数を算定する。

【歯冠修復及び欠損補綴】

(問2) 区分番号M029に掲げる有床義歯修理に係る歯科技工加算については、破損した有床義歯の修理を行った場合の加算であるが、新たに生じた欠損部位に対して有床義歯の増歯を行った場合においても算定できるか。

(答) 新たに生じた欠損部に対して、有床義歯の増歯を行った場合であって、患者から有床義歯を預かった日から起算して2日以内に装着した場合においては、算定して差し支えない。

(問3) 有床義歯修理の「注1」において、新たに製作した有床義歯を装着した日から起算して6月以内に当該有床義歯の修理を行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定することとなっているが、この場合における「注3」に規定する歯科技工加算の算定方法如何。

(答) この場合においては、有床義歯修理の「注1」の規定により算定する点数に、歯科技工加算の20点を加えた点数を算定する。

金パラ価格改定が決定 10月から1グラム802円に

2010年4月から金パラ価格は1グラム619円ですが、7月までの間に29.6%も大幅に価格が高騰しているため、10月以降の価格改定が中医協総会で了承されました。

現在までに各材料価格(前装鑄造冠、ポンティック、FCK、バーなど)の点数は決定していません。これらの点数が明らかになり次第皆様にお知らせします。

福岡県歯科保険医協会 社保部

〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1-2-3 博多駅前第一ビル8階

TEL092-473-5646 / FAX092-473-7182